

下水汚泥収集運搬業務委託（中部・東部浄化センター～南部浄化センター）（単価契約）

仕 様 書

（総則）

第1条 本仕様書は、熊本市（以下「委託者」という。）と受託者が契約を締結する下水汚泥収集運搬業務委託（中部・東部浄化センター～南部浄化センター）（単価契約）（以下「本業務」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 受託者は、委託者が所有する下水道処理施設から発生する下水汚泥（高分子系）（以下「汚泥」という。）を下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃掃法」という。）、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）、その他関係法令に基づき、南部浄化センター内にある下水汚泥固形燃料化施設の汚泥受入ピットまで適正かつ安定的に収集運搬するものとする。

（履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までとする。

（搬出場所）

第4条 搬出場所は、次のとおりとする。

- (1) 中部浄化センター 熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号
- (2) 東部浄化センター 熊本市東区秋津町秋田536番地

（搬入場所）

第5条 搬入場所は、次のとおりとする。

南部浄化センター 熊本市南区元三町四丁目1番1号

（搬入ルート）

第6条 搬入ルートは別添のとおりとする。

（産業廃棄物の種類及び性状）

第7条 産業廃棄物としての種類及び性状は、次に示すとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類 汚泥（有機性汚泥）
- (2) 汚泥は、脱水助剤として高分子凝集剤を使用している。
- (3) 汚泥の含水率は、85%以下（概ね78～83%）である。
- (4) 中部・東部浄化センターの汚泥性状は、消化汚泥の脱水工程後とする。引渡しは、排出場所の貯留ホッパーからバラの状態とする。

（搬出予定量）

第8条 年間の収集運搬予定量は次のとおりとする。

中部浄化センター	6,400トン（年間）
東部浄化センター	9,600トン（年間）
合計	16,000トン（年間）

※ 年間見込み量のため、変動あり。

2 1日当たりの搬出予定は、概ね次のとおりとする。（1台で9t程度搬出する場合）

中部浄化センター	3台/日
東部浄化センター	4台/日

※ 南部浄化センター下水汚泥固形燃料化施設の稼働状況や浄化センターから発生する汚泥量の増減によっては変動がある。

3 南部浄化センターの下水汚泥固形燃料化施設は定期修繕を年2回（9～10月、1～2月）のそれぞれ15日間程度、定期清掃を5月に8日間程度予定している。その期間中は、収集運搬を行わない。

(収集運搬)

第9条 汚泥の収集運搬は、日曜・年末年始（12/31～1/3）を除く毎日とする。搬出場所である各浄化センターからの搬出は8時00分から16時30分までの指示する時間とし、南部浄化センターの汚泥受入は8時30分から17時00分までとする。

- 2 貯留ホッパーが満杯状態にならないよう、常に連絡を取って搬出すること。
- 3 貯留ホッパー室は、常に清掃し美化に努めること。
- 4 緊急時等、特別に汚泥の搬出が発生した場合にも対応できること。
- 5 収集運搬時、汚泥以外の異物が混入しないよう十分注意すること。

(使用車両)

第10条 受託者の使用する運搬車両は、次のとおりとする。

- (1) 車両は産業廃棄物専用許可車両を使用すること。
- (2) 汚泥の飛散、臭気の発散、脱離液の漏洩等がなく適正に運搬できる構造の車両を使用し、臭気飛散及び異物混入防止措置を講ずること。
- (3) 使用する車両は原則として10トン車以下とする。
- (4) 使用する車両のサイズ等については、搬出場所及び搬入場所の寸法（下表参照）を確認すること。

	施設名	項目	寸法 (m)	備考
搬出場所	中部浄化センター	入口高	4.00	ホッパー形式
		入口幅	4.00	
		ホッパー高	3.60	
	東部浄化センター	シャッター高	3.40	ホッパー形式
		シャッター幅	6.00	
		ホッパー高	3.50	
搬入場所	南部浄化センター 汚泥受入ピット	シャッター高	4.40	ピット形式
		シャッター幅	4.40	
		ピット高	0.5	

(契約単価)

第11条 本業務における契約単価については、原則として契約期間中の変更は行わないものとする。ただし、経済情勢の変動等により著しい物価変動があった場合はこの限りでない。

(汚泥搬出計画)

第12条 委託者は、毎月25日頃までに翌月分の汚泥搬出量及び搬出回数等をまとめた汚泥搬出計画を搬出場所毎に作成し、受託者に提示するものとする。受託者は、委託者の汚泥搬出計画に基づき適正に収集運搬できるよう、体制を整えなければならない。

(計量及び産業廃棄物管理票)

第13条 委託者は搬入場所である南部浄化センターにおいて、受託者が運搬した汚泥の計量を行うものとする。なお、この計量結果を収集運搬量とする。

- 2 受託者は、前項の計量結果を産業廃棄物管理票に記載し、委託者に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第14条 受託者は、毎月の業務終了後10日以内に汚泥の運搬量をまとめた業務完了報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

- 2 委託者は、受託者からの業務完了報告書を受理した後、委託者が指定する検査員による業務完了検査を行い適正と認めた場合には、受託者に対して委託料の支払いを実施するも

のとする。

(再委託)

第15条 収集運搬車両の故障等により自社の車両だけでは収集運搬できない場合は、産業廃棄物収集・運搬委託契約書第5条に従って協議を行うものとする。ただし、契約価格の変更は行わない。

(公害の防止)

第16条 受託者は、その業務の実施にあたり公害の発生を認めた場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに委託者に連絡するものとする。

2 前項の事態により第三者に損害を与えた時は、受託者は自己の責任において、これを解決しなければならない。

(調査等)

第17条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の実施状況について随時調査を行い、受託者に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(法令の遵守)

第18条 受託者は、廃掃法及び道路交通法、その他関係法令に従い、業務を適切に行うものとする。

(その他)

第19条 その他必要事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。